

環境政策局職員の逮捕及び起訴について

1 関係職員

- (1) 氏 名
- (2) 所 属 休職（休職前の所属は東部まち美化事務所）
- (3) 年齢・性別 59歳・男性
- (4) 職 種 等 主任・技能労務職
- (5) 採用年月日 平成元年7月1日

2 事案の概要

関係職員は、令和4年5月30日午後5時55分頃、実母が所有し同人が単身居住していた木造瓦葺2階建家屋の1階台所において、椅子の上に置かれたクッションに灯油をかけたうえ、点火したマッチを同クッションの上に落として火を放ち、同椅子を燃え上がらせて、その火を台所東側壁等に燃え移らせ、同家屋の一部を焼損（焼損面積合計約2.0平方メートル）したものの。

この行為により、同年5月31日、京都府山科警察署に非現住建造物等放火の容疑で逮捕されるとともに、同年6月21日、同容疑で京都地方検察庁において起訴された。

3 今後の対応

関係職員は、警察による取調べの中で容疑を認めており、本市による事情聴取においても逮捕容疑及び起訴事実と相違がないことを認めているため、今後、供述内容等を踏まえ、行財政局と協議し、厳正に対処する。

4 その他

- (1) 近隣住民による早期の消火活動により、隣家への類焼などの大きな火災には至っていない。
- (2) 関係職員が本件行為に及んだ動機について、本市からの事情聴取に対し、関係職員は次のように述べている。
 - ・ 令和2年10月から病気休職が続いており、休職2年目になる頃から気分の落ち込みがひどくなり、体も不自由になっていた。
 - ・ 事件当日は自暴自棄になり、突発的に自殺しようとして家に火をつけた。
- (3) 逮捕翌日、環境政策局の全所属長等による監察会議（局“きょうかん”推進委員会）を緊急開催し、全所属長等から所属全職員一人一人に対し、本件の説明と公務員倫理及び服務規律の再徹底、また一日も早い信頼回復に向けた業務の推進を指示した。